

営繕課・設備課所管工事における週休2日制度実施要領

1. 目的

本実施要領は、兵庫県営繕課・設備課所管工事における週休2日制度の取組に必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

3. 対象工事

本実施要領は、地域の実情等により対応が困難な工事を除き、原則として営繕課・設備課が所管する全ての工事に適用する。対象工事である旨等の明示は、入札公告及び特記仕様書等への記載により行うものとする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、工事現場ごとに対象工事を決定する。

4. 積算方法等

4週8休以上を前提に、別に定めるとおり労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、工事請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

5. 週休2日の確認方法等

(1) 週休2日の確認方法

① 工事着手前

監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、週休

2日が確保されていることを確認する。

「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で「実施工程表」を作成する。

② 工事着手後

監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

③ その他留意事項

週休2日の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

監督職員は、休暇取得日の前日などに、週休2日の実施に支障が生じるような指示等は行わないように配慮する。

監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、受注者は監督職員と協議する。

(2) 週休2日対象工事である旨の明示

施設管理者の承諾を前提に週休2日対象工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、各工程を圧迫することのないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4) 工事成績評定

監督職員は、「週休2日」の実施状況に応じて、工事成績評定における担当職員〈5. 創意工夫〉を加点する。

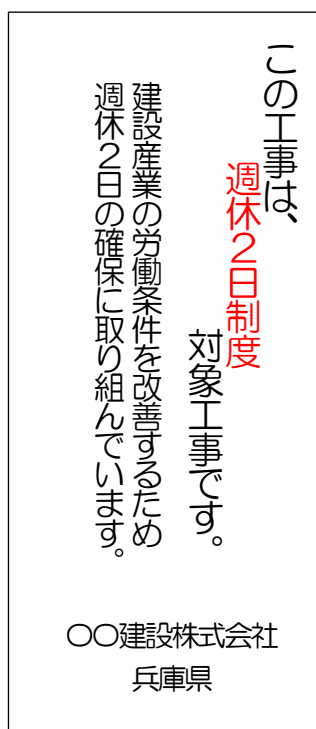
(5) 元請下請の取引の適正化

受注者は、週休2日制度対象工事の実施に当たり、工期や契約金額等について下請業者に不利益が生じることのないよう、調整・連携を行うものとする。

6 施行期日

この要領は、営繕課・設備課が所管する工事で、令和7年度以降に積算を行うものについて適用する。

<週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例>



週休2日制度における労務費補正

営繕課・設備課所管工事における週休2日制度実施要領「4. 積算方法等」は、以下によるものとする。

1. 積算方法

(1) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(2)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(2) 労務費の補正方法

以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

1. 0.2

(3) 単価の補正方法

①複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に(2)の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

②市場単価、補正市場単価

市場単価・補正市場単価は、(2)の補正係数から算出した表1から表3の補正率を用いた以下の式により補正する。

新営工事	市場単価 × 新営補正率 補正市場単価 × 新営補正率
全館無人改修（基準単価の算定）	市場単価 × 新営補正率 補正市場単価 × 新営補正率
執務並行改修（基準補正単価の算定）	市場単価 × 改修補正率 補正市場単価 × 改修補正率

③物価資料の掲載価格

掲載価格は(2)の補正係数から算出した表1の補正率を用いた以下の式により補正する。

新営工事、全館無人改修の場合	物価資料の掲載価格 × 新営補正率
執務並行改修の場合	物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表1 建築工事の補正率

工種	摘要※	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材 工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表3 機械設備工事の補正率

工種	摘要	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22